

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：安田町簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	S37. 4. 1	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	職員数（H23. 4. 1現在）		1人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

## 2 財政指標等

資本費	76円（H22年度）	財政力指数	0.15（H22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（ 年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（ 年度）
経常収支比率（％）	80.6（H22年度）	実質公債費比率（％）	17.8（H22年度）
		将来負担比率（％）	（ 年度）

注1 資本費については、平成21年度又は平成22年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成21年度又は平成22年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： ]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	安田町簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	安田町長 有岡正幹
既存計画との関係	やすだまちづくり行政改革大綱
公表の方法等	町掲示板及びホームページに掲載 予算計上時、議会に説明
基本方針	会計運営に当たっての課題を明らかにし、課題に対応した取り組みと財政推計を行い収支の均衡のとれた健全会計を目指す。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本町の簡易水道事業は、住民の公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、昭和37年の事業開始以来、水道未整備区域の解消に努めてきており、昭和58年には町内全般にわたる施設整備が一定完了。その後は老朽化の進んだ施設の更新を計画的に進めている。</p> <p>中山間地に点在する集落と、高低差等による地理的要因から簡易水道（2施設）、飲料水供給施設（5施設）と施設数が多く、過疎化による人口の減少や長引く景気の低迷等により料金収入が減少する中で、施設整備にかかる起債の償還と老朽化による施設の維持管理費用が会計の主要を占めている。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 老朽化施設の更新</p> <p>老朽化配水管の漏水が多く、水圧が低下し住民生活に影響がでており、特に中山地区において有収率の低下（30%）が顕著であることから大規模な改修が必要となっている。また、計画的に老朽化施設の更新を進めることにより、漏水修繕等維持管理費用を削減する。</p>
	<p>課 題 ② 未収金の徴収対策</p> <p>料金収入が減少する中、滞納対策として厳正で実行の上がる計画的な徴収対策を実施する必要がある。</p>
	<p>課 題 ③ 料金の見直しによる財源の確保</p> <p>現在の水道料金は近隣の市町村の中では高額であるが、供給単価を給水原価が上回っている。</p> <p>現在、一般会計からの基準内繰入金で収支バランスはとれているが、今後料金改定について検討していく必要がある。</p>
	<p>課 題 ④</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	<p>昭和47年に整備した中山地区簡易水道施設の改修事業を平成20年から計画中。現在の施設は有収率が30%台にまで低下しており、住民生活への影響が大きく、また効率的な経営の面からも漏水対策を早急に行わなければならない状況。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度											
		平成14年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成15年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成16年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成17年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)		
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	50	49	49	46	48	51	47	50	45	45	47	45
	(1) 営 業 収 益 (B)	47	45	44	43	43	43	42	45	39	39	41	39
	ア 料 金 収 入	46	45	44	43	43	41	40	40	38	39	38	39
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	1	0	0	0	0	2	2	5	1	0	2	0
	ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	(2) 営 業 外 収 益	3	4	5	3	5	8	5	5	6	6	6	6
	ア 他 会 計 繰 入 金	2	4	5	3	5	8	5	4	6	6	6	6
	イ そ の 他	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	40	40	41	37	38	41	36	38	33	35	35	35
	(1) 営 業 費 用	20	22	24	20	22	26	22	26	20	21	23	21
	ア 職 員 給 与 費	3	4	5	5	5	5	5	6	6	5	6	5
	ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	17	18	19	15	17	21	17	20	14	16	17	16
	(2) 営 業 外 費 用	20	18	17	17	16	15	14	12	13	14	12	14
ア 支 払 利 息	19	17	16	16	15	14	13	12	12	13	12	13	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0	1	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	10	9	8	9	10	10	11	12	12	10	12	10	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	7	8	8	8	9	19	65	58	82	66	80	64
	(1) 地 方 債	0	0	0	0	0	10	35	5	37	35	43	33
	資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	7	7	8	8	9	9	9	34	24	9	12	10
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	21	19	21	22	25	21
	(6) 工 事 負 担 金	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	17	17	16	17	18	29	76	70	81	75	92	73
	(1) 建 設 改 良 費	3	2	0	0	1	1	57	51	62	57	72	54
	ウ ち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	14	15	16	17	17	28	19	19	19	19	20	19
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 10	△ 9	△ 8	△ 9	△ 9	△ 10	△ 11	△ 12	1	△ 9	△ 12	△ 9	

(単位:百万円, %)

区 分	年 度											
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	1	0	0	0	13	+	0	+
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	+
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	1	0	0	0	13	+	1	+
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	12	+	0	+
実 質 収 支												
黒 字 (P)	0	0	0	0	1	0	0	0	1	+	1	+
赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	92.6	89.1	86.0	85.2	87.3	73.9	85.5	87.7	86.5	84.9	85.5	83.3
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	46	45	44	43	43	41	40	40	38	39	39	39
地 方 財 政 法 に よ り 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)												
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)												
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)												
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
企 業 債 現 在 高 (X)	413	398	382	365	348	330	349	334	352	383	375	397

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度											
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)		
収 益 的 収 支 分	2	4	5	3	5	8	5	4	6	5	6	5
うち基準内繰入金	2	4	5	3	5	8	5	4	6	5	6	5
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	7	7	8	8	9	9	9	34	24	9	12	10
うち基準内繰入金	7	7	8	8	9	9	9	9	10	9	10	10
うち基準外繰入金								25	14	0	2	0
合 計	9	11	13	11	14	17	14	38	30	14	18	15

## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)		
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
料金回収率 <sup>※</sup> (%)		88.2	79.1	0.8	80.2	76.4	62.6	75.4	77.3	73.9	78.4	77.5	
資本費 (円又は%)		64	65	68	69	70	94	70	73	76	73	73	
総収支比率(法適用) (%)													
経常収支比率(法適用) (%)													
営業収支比率(法適用) (%)													
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)													
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		92.6	89.1	86.0	85.2	87.3	73.9	85.5	83.0	86.5	84.9	84.0	83.3
繰入金比率	収益的収入分 (%)	4.0	8.2	10.2	6.5	10.4	15.7	10.6	11.4	12.8	13.3	12.6	13.3
	うち基準内繰入金 (%)	4.0	8.2	10.2	6.5	10.4	15.7	10.6	11.4	12.8	13.3	12.6	13.3
	うち基準外繰入金 (%)												
	資本的収入分 (%)	100.0	87.5	100.0	100.0	100.0	47.4	13.8	13.6	29.2	13.6	15.1	15.6
	うち基準内繰入金 (%)	100.0	87.5	100.0	100.0	100.0	47.4	13.8	13.6	11.9	13.6	12.5	15.6
	うち基準外繰入金 (%)									17.3	0	2.6	0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現行の料金体系及び減少傾向にある料金収入という現状をふまえて策定
2 他会計繰入金の見込み	公債費元金分、利子分とも繰出基準額以内に納める方針で策定
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	中山簡易水道施設改修 H20～H25 全体事業費392,377千円
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		定員管理計画(集中改革プラン)に基づき担当職員1名を継続配置 平成21年度で集中改革プランの目標を達成、平成22年度以降についても、定員管理計画に基づき適正な配置を実施
○ 給与のあり方		平成17～平成19年度の給与カット率5%、平成20年度の給与カット率2%、平成21年度の給料カット率1% 平成17年度～平成19年度までの各年度(対16年度)約0.2百万の人件費を削減 平成20年度は人件費約0.1百万円を削減(カット前カット後の差額により積算) 平成21年度は人件費約0.1百万を削減(カット前とカット後の差額により積算)
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しは実施済み 地域手当は該当無し
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		技能労務職の給料表は独自の給料表を適用していたが、平成21年度から国(行二)の給料表を適用
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特昇は実施していない
◇ 福利厚生事業のあり方		個人給付事業は見直し済み
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	1	限られた財源と人材のなかで、軽微な修繕・改修等については職員が対応するなどの経費節減に取り組む 計画的に老朽化施設の更新を進めることにより、漏水修繕等維持管理費用を削減する 中山簡水施設改修については、早期の維持管理経費の削減効果を見込むため、漏水等修繕の多い箇所から改修を行う
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		水道メーターの検針業務、水道施設の水質検査業務を民間に委託し推進を図っている

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		毎年2回(2月・8月)定期的に安田町財政事情を全世帯に配布 町内各地区に執行部が出向いて開催している「まちづくり懇話会」で財政事情の説明を実施
○ 行政評価の導入		事務事業の目的や目標、コスト意識、成果等を町民にわかりやすく提示するとともに、目標達成度を評価し事務事業の改善や予算
4 その他	2	徴収対策班を設置し、計画的に未収金を改修していく 各年度改善額は、料金収入×徴収率 対H18上昇比で算出(計画5年間) 対H13上昇比で算出(計画前5年間)

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	限られた財源と人材の中で軽微な修繕、改修等については職員が対応を行い節減を実施している 老朽化施設の計画的な更新により、漏水修繕等維持管理費用の削減を行っている
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	徴収対策に重点を置き、計画的に未収金を回収する

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【新規計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
	累積欠損金比率													
	企業債現在高	413	398	382	365	348		330	349	334	352	359	375	374
【収入の確保】														
②	料金改定率													
	改善効果額(料金の適正化)													
	未収金の徴収対策	97.3	97.5	97.7	97.8	98.2		98.1	97.8	97.7	98.6	98.6		
	改善効果額	-0.3	-0.2	-0.1	-0.1	0.1	-0.6	-0.1	-0.1	-0.2	0.4	0.5	0.5	
	一般会計負担金の額													
	改善効果額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善効果額(収入増額)													
	その他( )													
	改善効果額													
【経費の削減】														
	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)													
	改善効果額				0.2	0.2	0.4	0.2	0.1	0.1			0.4	
	給与水準													
	改善効果額													
	その他(給与カット)													
	改善効果額				0.2	0.2	0.4	0.2	0.1	0.1			0.4	
①	維持管理費等	17	18	19	15	17		17	17	15	15	15		
	改善効果額(適正化)	1	0	-1	3	1	4	0	0	2	2	2	6	
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
	その他( )													
	改善効果額													
							3.2						6.9	
													2	

注 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

改善効果額 合計 A  
<参考> 補償金免除額(旧資金運用部資金)

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)				
給水人口 (千人)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3				
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	507	491	475	466	459	444	450	440	450	450				
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	5,060	5,060	5,060	5,060	5,060	5,060	5,060	5,060	5,060	5,060				
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200				
最大稼働率 (%)														
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	91.16	91.48	92.85	92.83	93.55	93.44	93.98	91.66	93.98	93.59	93.98	94.82	93.98	93.98
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	103.38	115.66	120.97	115.77	122.51	149.21	120.25	121.55	118.51	121.11	118.63	128.34	119.84	121.26

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成19年度に簡易水道事業統合計画書を提出し、平成26年度を目途に事業統合に係る許可変更を行い、平成28年度末には統合整備事業を完了する計画である。